



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔告 示〕

- 戸籍が滅失した件 (法務二一三、二一四)
- 日本国に帰化を許可する件 (同一一五)
- 保安林の指定を解除する件 (農林水産一四一七、一四二四)
- 保安林の指定実施要件を変更する件 (同一四二五、一四三二)
- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の一部を改正する件 (同一四三三)
- 農薬を登録した件 (同一四三四)
- 肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件 (同一四三五)
- 航路標識に関する件 (海上保安庁三八)
- 都市計画に関する件 (九州地方整備局八五)

五

四

三

二

一

〔人事異動〕

内閣 郵政民営化委員会事務局 公正  
取引委員会 最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔公 告〕

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、再生

関係

会社その他

告 示

○法務省告示第二百十三号

神戸市兵庫区役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和六年八月二十三日までに、同区長に對して、次の手続をしてください。

- 一 当該戸籍に係る戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
- 二 前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注 意

- 一 申出は、口頭でも差し支えない。
- 二 申出の手続について分からないうことがあれば、兵庫区役所又は神戸地方事務局に照会すること。

令和六年七月二十三日

法務大臣 小泉 龍司

○法務省告示第二百十四号

神戸市兵庫区塚本通四丁目九番地 松陰卯之助  
福島県矢吹町役場備付けの次の戸籍が滅失した。

令和六年七月二十三日

法務大臣 小泉 龍司

福島県西白河郡三神村大字中野目字天王屋敷十九番地 大木 榮次

○法務省告示第二百十五号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。  
令和六年七月二十三日

法務大臣 小泉 龍司

群馬県館林市西高根町11番地24 クエン・トイ・ヌイ・タイン 昭和61年1月1日生

住所 大阪府泉佐野市羽倉崎1丁目4番5-414号

成愛梨 平成9年5月7日生

住所 京都市右京区太秦野元町4番地48

成圭汰 平成14年10月3日生

住所 福岡市西区小戸5丁目8番9-27号

姜明江 昭和49年1月1日生

住所 埼玉県川口市元郷4丁目16番5号

安郷 平成5年4月5日生

住所 愛媛県松山市西石井2丁目1番41号

本伸子 昭和29年10月15日生

住所 長野県上田市古里777番地5

尹綾乃 昭和49年6月23日生

住所 長野市大字下駒沢296番地5

尹正基 昭和52年8月26日生

住所 大阪市西成区南津守4丁目1番65号

尹志乃 昭和50年1月8日生

住所 大阪市東成区東小橋3丁目2番2-1206号

成美紀 昭和62年9月28日生

住所 大阪市西淀川区千舟2丁目9番21-306号

李令愛 昭和46年6月5日生

住所 堺市堺区北三国ヶ丘町1丁目2番32号

羅遊 平成4年10月17日生

住所 熊本市中央区出水7丁目90番12-2号

宋美希 平成2年2月15日生

住所 群馬県太田市高林北町907番地1

リリアナ・エリザベス・チカムラ・ニヤシロ 昭和59年5月29日生

住所 千葉県稲毛区宮野木町1819番地31

菊戸健 平成元年1月11日生

住所 東京都東村山市畑田町1丁目24番地29

金梅子 昭和24年1月10日生

住所 東京都東村山市畑田町1丁目24番地29

南寿会 昭和50年4月26日生

姜龍成 平成13年10月10日生

姜泰成 平成19年11月2日生

姜蓮成 平成29年2月10日生

住所 埼玉県富士見市西みずほ台2丁目12番地10

ヘルマン・エドヴァルド・フエルナンデス 平成元年5月23日生

住所 長野県諏訪郡富士見町富士見11579番地1

ラザインボラ・ビクラム・シヤハ 平成元年3月21日生

ヤシヤスウイニ・シヤハ 令和2年8月24日生

スローニヤ・シヤハ 令和5年4月26日生

住所 大阪市生野区勝山北3丁目13番22号

李京美 昭和53年6月13日生

金日葵 平成14年3月12日生

金終斗 平成20年11月29日生

住所 大阪市生野区栗西3丁目10番20号

金勇輝 昭和62年4月20日生

○農林水産省告示第千四百三十一号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
 令和六年七月二十三日

農林水産大臣 坂本 哲志  
 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 岐阜県大垣市上石津町下山字東山三五六七の

二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の  
 防備  
 三 変更後の指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法  
 1 主伐は、択伐による。  
 2 主伐として伐採をすることが出来る立木  
 は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の  
 ものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を岐  
 阜県庁及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供す  
 る。

○農林水産省告示第千四百三十三号  
 特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法律省令  
 第五号）第一条第一項第七号の規定に基づき、平成三十一年三月十五日農林水産省告示第五百二十六  
 号（出入国管理及び難民認定法第七号第一項第二号の基準を定める省令）及び特定技能雇用契約及び一  
 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に  
 鑑みて定める基準の一部を次のように改正する。  
 令和六年七月二十三日

農林水産大臣 坂本 哲志  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対  
 応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄  
 に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加  
 える。

○農林水産省告示第千四百三十二号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
 令和六年七月二十三日

農林水産大臣 坂本 哲志  
 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 長野県下伊那郡売木村（次の図に示す部分に  
 限る。）

二 保安林として指定された目的 水源の涵養  
 三 変更後の指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法  
 1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 2 主伐として伐採をすることが出来る立木  
 は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の  
 ものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
 及び樹種 次のとおりとする。  
 (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、そ  
 の図面及び関係書類を長野県庁及び売木村役場に  
 備え置いて縦覧に供する。

改正後	改正前
<p>(特定技能雇用契約の内容の基準)  <b>第二条</b> 飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第一条第一項第七号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の五第一項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二</p>	<p>(特定技能雇用契約の内容の基準)  <b>第二条</b> 飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第一条第一項第七号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の五第一項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二</p>

号に掲げる活動を行う事業所が、令和五年  
 総務省告示第二百五十六号（統計法第二十  
 八条の規定に基づき、統計基準として日本  
 標準産業分類を定める件）に定める日本標  
 準産業分類に掲げる産業のうち主として次  
 のいずれかに掲げるものを行っていること  
 とする。

- 一〜四 (略)
- 五 細分類五六二一総合スーパー  
 ケット（ただし、食料品製造を行うもの  
 に限る。）
- 六 細分類五八一―食料品スーパーマー  
 ケット（ただし、食料品製造を行うもの  
 に限る。）
- 七・八 (略)
- 九 細分類五八九六―豆腐・かまぼこ等加  
 工食品小売業（ただし、豆腐・かまぼこ  
 等加工食品の製造を行うものに限る。）

号に掲げる活動を行う事業所が、令和五年  
 総務省告示第二百五十六号（統計法第二十  
 八条の規定に基づき、統計基準として日本  
 標準産業分類を定める件）に定める日本標  
 準産業分類に掲げる産業のうち主として次  
 のいずれかに掲げるものを行っていること  
 とする。

- 一〜四 (略)
- 五・六 (略)
- 七 細分類五八九六―豆腐・かまぼこ等加  
 工食品小売業

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第千四百三十四号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和六年六月二十六日付  
 けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。  
 令和六年七月二十三日

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24879	フルボキサム水和剤	グラフテイトフロアトル	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 日本曹達株式会社 取締役社長 阿賀英司
24880	ヒコシアクトド・メソト リオン・メタゾスル ロン粒剤	クワンシメXエアー	東京都中央区日本橋二丁目5番1号 日 産化学株式会社 取締役社長 八木晋介
24881	ヒコシアクトド・メソト リオン・メタゾスル ロン粒剤	クワンシメXジャンボ	〃

○農林水産省告示第千四百三十五号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、令  
 和六年四月一日から同年六月三十日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。  
 令和六年七月二十三日

品	種	平均売買価格（消費税額分を含む）
黒毛和種	種	一頭につき、五四一、四〇〇円
褐毛和種	種	一頭につき、六〇六、一〇〇円
乳用種の品種	種	一頭につき、一七七、五〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	種	一頭につき、三一八、五〇〇円